

国立大学法人群馬大学経営戦略本部国際展開推進室内規

令和 5.10. 1 制定

改正 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、国立大学法人群馬大学経営戦略本部規程第3条第3項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学経営戦略本部国際展開推進室（以下「国際展開推進室」という。）に関し必要なことを定める。

(業 務)

第2条 国際展開推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育研究等活動の国際展開（以下「国際展開」という。）のための基本方針及び基本計画に関すること。
- (2) 国際展開のための基本計画の進捗管理に関すること。
- (3) 国際展開に関する情報の収集及び整理に関すること。
- (4) 学長が命じる国際展開に係る企画・立案に関すること。
- (5) その他経営戦略本部の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 国際展開推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 国際展開推進室員
- (4) その他学長が必要と認めた者

(室 長)

第4条 国際展開推進室に室長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 室長は、国際展開推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 国際展開推進室に副室長を置き、学長が指名する教職員をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときはその職務を代行する。

(事 務)

第6条 国際展開推進室の事務は、関係部課等の協力を得て、学務部海外交流課において処理する。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、国際展開推進室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。